定　款

株式会社スペースマーケット

平成２６年　１月　８日　設立
平成２８年　２月　１日　変更
平成２８年　８月　３日　変更
平成２９年１２月２８日　変更
平成３０年　３月３０日　変更
平成３０年１０月１８日　変更
平成３１年　３月２９日　変更
令和元年　９月３０日　変更
令和元年１０月　２日　変更
令和３年　３月３０日　変更

第１章　総　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社スペースマーケットと称し、英文では Spacemarket, Inc.と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツ（文字、音声、音楽、画像、動画等）及びホームページの企画、制作、運営、管理、配信並びにこれらの受託及びコンサルタント業務

（２）オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、仲介並びにコンサルティング業務

（３）貸しスペース、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の運営受託業務

（４）電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、運用

（５）動産のリース及びレンタル業

（６）経営、広報、営業などに関わるコンサルティング

（７）新卒採用支援、人材紹介に関する業務

（８）各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣

（９）週貸し、１日貸し、時間帯貸しスペースの検索・予約サイト『スペースマーケット』の運営

（１０）無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理

（１１）広告、出版、印刷、映像及び広告、宣伝、通信、販売促進に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び各種情報の収集、調査並びに広告代理店業務

（１２）旅行業法に基づく旅行業

（１３）生命保険の募集に関する業務

（１４）損害保険の代理に関する業務

（１５）前各号に付帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機　　関）

第 ４ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告の方法）

第 ５ 条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、４２，７７５，２００株とする。

（単元株式数）

第 ７ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ８ 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 ９ 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　　株主総会

（招 集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決　　議）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　　取締役及び取締役会

（員　　数）

第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第１８条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

（任　　期）

第１９条　取締役の任期（監査等委員である取締役を除く。）は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２０条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

３　本条の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２３条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第２８条　監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第２９条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（常勤監査等委員）

第３０条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第３１条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３２条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３３条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第３４条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第７章　附　則

（定款に定めのない事項）
第３５条　この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（監査役の責任免除に関する経過措置）
第３６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、第７回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（本店の所在地変更の効力発生日）
第３７条　第３条（本店の所在地）の変更は、２０２１年５月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日経過後、削除する。

以上